

公益財団法人富山県体育協会 加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人富山県体育協会（以下「本会」という。）定款第10条から12条により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 加盟団体とは、定款に定める本会の目的に賛同し、本会と連携及び協働する団体であり、定款第10条に規定する団体をいう。

(加盟団体の使命)

第3条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等（各条において組織運営の他に、事業又は活動を含んで使用されるものがある。）を行うため、次の取組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 本会及び他の加盟団体等と連携及び協働の上、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に尽力すること。
- (2) スポーツに携わる者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- (3) スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保した組織運営等を行い、ガバナンスの強化・充実及びコンプライアンスを徹底し、スポーツ・インテグリティの向上を図ること。
- (4) スポーツを通じて、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与すること。

(加盟団体の権限)

第4条 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 評議員改選時において、評議員会に対し、各団体1名の評議員候補者を選出すること。
- (2) 本会理事長等が、評議員会又は事務連絡の会議等の招集を求めたときに、出席すること。
- (3) 本会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。
- (4) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。
- (5) 加盟団体の組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。
- (6) 本会加盟団体であることを称すること。
- (7) 本会が提供した情報を取得すること。

(遵守すべき事項)

第5条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の適合状況について自己説明及び公表を年1回実施するよう努めることとする。

2 加盟団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。

- (1) 関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備し

たうえで、それに基づき組織運営等を行うこと。

- (2) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (3) アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (5) 役職員等の関係者に本会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制を整備のうえ、それに基づき組織運営等を行うこと。
- (6) 加盟団体は、各団体の組織運営等に関する本会からの問合せに対し、適切に対応しなければならない。

(報告及び届出義務)

第6条 加盟団体は、毎事業年度開始から4箇月以内に、次の書類を本会に届け出なければならぬ。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 第1号及び第2号の書類を承認した理事会又総会若しくは評議員会の議事録

第7条 加盟団体は、毎事業年度修了後4箇月以内に、次の書類を本会に届け出なければならない。

- (1) 当該年度の事業報告書
- (2) 財務諸表又は収支決算書
- (3) 第1号及び第2号の書類を承認した理事会及び総会又は評議員会の議事録
- (4) 役員名簿
- (5) その他本会が必要と判断した資料

(負担金)

第8条 加盟団体は、定款第12条に規定する別に定める負担金を、毎年5月末までに納めなければならない。ただし、年度途中で加盟した団体は、本会が指定した日までとする。

(加盟)

第9条 定款第11条の規定により、新たに加盟団体になろうとする団体は、次の書類を提出し、別に定める加盟承認申合せ事項に基づき、定款第11条に定める理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 加盟申請の趣意（理由）書
- (3) 団体に関する調書
- (4) 団体の会則（規約）等
- (5) 総会資料及び役員名簿

- (6) 団体の組織図等
- (7) 県内市町村体育協会等への加盟状況調
- (8) その他参考となる資料

(脱退)

第 10 条 加盟団体が脱退しようとする場合には、理由を付した脱退届を提出し、定款第 13 条第 2 項に定める理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(検査)

第 11 条 本会は、加盟団体の適正な組織運営等を確保するため、加盟団体に対し、定期的に、又は必要に応じて、その組織運営等に関する検査を行うことができる。

(指導)

第 12 条 本会は、加盟団体の組織運営等に疑義が生じた場合、加盟団体に対し、必要な指導を行い、改善を求めることができる。

(調査)

第 13 条 本会は、加盟団体の組織運営等に問題が発生した場合やそのおそれがあると認められる場合、加盟団体に対し、その組織運営等の状況に關し報告を求め、又は本会の職員等に、加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営等の状況を調査させ、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写させ、若しくは加盟団体等の関係者に質問させることができる。

(協力義務)

第 14 条 加盟団体は、第 11 条、第 12 条及び第 13 条に定める本会の監督行為に対して、協力しなければならない。

(処分)

第 15 条 加盟団体が定款第 10 条に定める組織を有しないこととなったとき、第 5 条から第 8 条、第 14 条に定める義務等を怠る等組織運営等に適正を欠いたとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるときは、次の処分を行う。

- (1) 注意
- (2) 励告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の決議を経て別に定める。
3 処分に伴い、本会と当該加盟団体が連携する事業の取り扱いは、当該事業の所管委員会にて協議のうえ、理事会で決定する。なお、当該事業の中止に伴い損害が発生した場合は、当該加盟団体が費用を補償しなければならない。

(不服申立)

第 16 条 本会の決定した処分に不服があるときは、当該加盟団体は、本会への不服申立てを経て、その内容を本会から公益財団法人日本スポーツ協会に報告する。その上で本会及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

附則

- 1 この規程は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。